

令和8年第3回稲沢市農業委員会総会会議録

令和8年3月25日 稲沢市産業会館 大会議室

出席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	大崎 和生	2番	服部 猛
3番	平手 秀夫	4番	櫻井 吉美
5番	丹下 和行	6番	永井 八千代
7番	加島 由隆	8番	家田 里美
		10番	春田 美智代
11番	澤田 彰俊	12番	近藤 昌弥
13番	後藤 恵美	14番	石田 豊
15番	堀田 泰樹	16番	伊藤 英樹
17番	伊藤 弥寿夫	18番	三井 啓司
19番	関戸 梓		

欠席委員

9番	大谷 典央		
----	-------	--	--

【事務局】出席者

局長	長崎 倫典	主幹	川口 善徳
主事	大崎 菜々子		川崎 良介

【農務課】出席者

主幹	廣瀬 信博	主任	西川 敦
主任	永井 勇氣		

午後2時0分開会

**【事務局】**

定刻になりましたので、始めさせていただきます。なお、この後の会議については着座にて進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは只今から、令和8年第3回稲沢市農業委員会総会を始めさせていただきます。

本日の欠席委員は、大谷 典央委員の1名でございます。

なお、総会の議長につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第3項の規定により「会長は会務を総理する」こととなっておりますので、大崎会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

**【会長】**

皆さん、こんにちは。農作業が本格化する時期となり大変お忙しいにもかかわらず、御出席いただきましてありがとうございます。

それでは、ただいまから、令和8年第3回稲沢市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は18人であり、会議の成立を認めます。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりですので、報告にかえます。

これより日程に入ります。

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は当席において、5番丹下 和行委員及び、6番永井 八千代委員を指名いたします。

次に日程第2 議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明を求めます。

**【事務局】**

総会提出議案2ページをお願い致します。

議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」

農地法第3条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したため、同条同項の規定により農業委員会の議決を求める。本日付け提出 会長名でございます。

所有権移転の案件から説明いたします。3ページをお願いいたします。

番号1番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は申請地近隣の農地を所有しており、効率的に耕作できるため、申請地を取得するものです。

受人は現在3,753㎡の農地を耕作しており、個人で100日、世帯で200日農業に従事して

います。

番号 2 番申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

申請地近隣の農地を所有しており、効率的に耕作できるため、申請地を取得するものです。受人は現在 1,114 m<sup>2</sup>の農地を耕作しており、個人で年間 150 日、世帯で 300 日農業に従事しています。

番号 3 番申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は規模拡大のため、申請地を取得するものです。

受人は現在 5,867 m<sup>2</sup>の農地を耕作しており、個人で年間 200 日、世帯で 350 日農業に従事しています。

番号 4 番申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は申請地に隣接する農地を所有しており、効率的に耕作できるため、申請地を取得するものです。

受人は現在 19,948 m<sup>2</sup>の農地を耕作しており、個人で年間 320 日、世帯で 820 日農業に従事しています。

番号 5 番から番号 8 番につきましては、受人が同一のため、一括で説明いたします。

番号 5 番～番号 8 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

全て登記地目は田ですが、現況は畑となっております。

受人は規模拡大のため、申請地を取得するものです。

受人は現在 5,774 m<sup>2</sup>の農地を耕作しており、個人で年間 150 日農業に従事しています。

番号 9 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

全て登記地目は田ですが、現況は畑となっております。

受人は就農するために、申請地を新規で取得するものです。

191 m<sup>2</sup>の農地でトウモロコシ・さつまいもを栽培、個人で年間 150 日、世帯で 250 日農業に従事する計画となっております。

4 ページをお願いいたします。

番号 10 番 申請地 地目 面積 を朗読。

贈与での所有権移転です。

受人は申請地に隣接する農地を所有しており、効率的に耕作できるため、申請地を取得するものです。

受人は現在 2,666 m<sup>2</sup>の農地を耕作しており、個人で年間 100 日、世帯で 300 日農業に従事しています。

番号 11 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人の代表取締役は、これまでも個人で農地法 3 条申請をして農地を取得しており、申請地の隣接農地を耕作しております。

今回の申請で法人として合計 1,428 m<sup>2</sup>の農地を耕作することとなります。

法人で議決権を持つ農業関係者は 1 名で、年間 150 日農業に従事しております。農地所有適格法人の要件を満たしており、今回は法人として農地を所有するものです。

番号 12 番 申請地 地目 面積 を朗読。

贈与での所有権移転です。

受人と渡人は兄弟関係にあり、裁判上の和解に伴い、申請地を取得するものです。

申請地は面積が狭小ですが、受人の所有農地と隣接しているため、耕作に支障ありません。

受人は現在 3,959 m<sup>2</sup>の農地を耕作しており、個人で年間 150 日農業に従事しております。

番号 13 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は以前申請地を耕作しており、規模拡大のため、申請地を取得するものです。

受人は現在 11,553 m<sup>2</sup>の農地を耕作しており、個人で年間 120 日、世帯で 500 日農業に従事しております。

番号 14 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は申請地近隣に自己所有農地があり、効率的に耕作ができるため、申請地を取得するものです。

受人は現在 23,634 m<sup>2</sup>の農地を耕作しており、個人で年間 250 日、世帯で 500 日農業に従事しております。

5 ページをお願いいたします。

ここからは、権利設定の案件になります。

番号 15 番 申請地 地目 面積 を朗読。

令和 8 年 3 月 25 日本日から 3 年間の賃借権の設定です。

全て現況は畑となっております。

本件は稲沢市農地マッチング支援事業をきっかけとして新規賃借するもので、2,482 m<sup>2</sup>の農地で野菜を栽培します。

個人で年間 150 日農業に従事する計画となっております。

5 ページの総括表をお願いします。

申請件数は合計 15 件、移動の土地 田 17 筆 5,631 m<sup>2</sup> 畑 6 筆 3,483 m<sup>2</sup> 合計 23 筆 9,114 m<sup>2</sup>です。

以上 15 件のうち、番号 1 番から 15 番につきましては、お手元に配布してあります意見書のとおり、農地法第 3 条第 2 項・3 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

【会長】

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第 10 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程 3 議案第 11 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

7 ページをお願いします。

議案第 11 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条 3 項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

先に所有権移転案件から説明させていただきます。

8 ページをお願いします。

番号 1 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、駐車場を設置します。農地区分は第 2 種農地です。こちらは 6 番と同時申請の案件になります。

番号 2 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、車両置場を設置します。農地区分は第 2 種農地です。

番号 3 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、分家住宅を設置します。農地区分は第 3 種農地です

番号 4 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、太陽光パネルを設置します。農地区分は第 3 種農地です。

番号 5 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、分譲住宅を設置します。農地区分は第 3 種農地です。

続きまして、9 ページをお願いします。ここからは権利設定の案件になります。

番号 6 番 申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権による権利設定です。こちらは、駐車場を設置します。農地区分は第 2 種農地です。こちらは 1 番と同時申請の案件になります。

番号 7 番 申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権による権利設定です。こちらは、駐車場を設置します。農地区分は第 3 種農地です。

番号 8 番 申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権による権利設定です。こちらは、資材置場を設置します。農地区分は第 3 種農地です。

番号 9 番 申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権による権利設定です。こちらは、車輛置場を設置します。農地区分は第 3 種農地です。

番号 10 番 申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権による権利設定です。こちらは、駐車場を設置します。農地区分は第 3 種農地です。

番号 11 番 申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権による権利設定です。こちらは、宅地への進入路を設置します。農地区分は第 2 種農地です。

番号 12 番 申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権による権利設定です。こちらは、宅地への進入路を設置します。農地区分は第 2 種農地です。

10 ページの総括表をご覧ください。

5 条の申請件数は、12 件 転用の土地 田 4 筆 1,376 m<sup>2</sup> 畑 9 筆 3,222 m<sup>2</sup> 合計 13 筆 4,598 m<sup>2</sup>です。

以上 5 条申請 12 件につきましては、立地基準及び一般基準ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

#### 【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

質疑もないようですのでこれより採決いたします。

議案第 11 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 4 議案第 12 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案（一括設定）に対する意見聴取について」を議題といたします。事務局から説明を求めます。

#### 【事務局】

総会提出議案 11 ページをお願い致します。

議案第 12 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利

用集積等促進計画案に対する意見聴取について」農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 2 項の規定による農用地利用集積等促進計画案（一括設定）を次のとおり受理したので、同条第 3 項の規定により農業委員会の意見を求める。

本日付け提出 会長名でございます。

12 ページをお願いします。

こちらは、地権者、農地中間管理機構である愛知県農業振興基金及び耕作者を一括して利用権設定する農用地利用集積等促進計画案になります。

申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権の設定は 28 筆、使用貸借権の設定は 16 筆です。

貸借期間は令和 8 年 5 月 1 日から令和 16 年 12 月 31 日までが 2 筆、令和 8 年 5 月 1 日から令和 18 年 12 月 31 日までが 42 筆です。

16 ページ総括表をお願い致します。

田 38 筆 畑 6 筆 合計 30,444 m<sup>2</sup> になります。

これら利用集積の案件については、利用権の設定をすることに差し支えないものと判断します。

以上です。

#### 【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

なお、議事参与の制限により、石田 豊委員、関戸 梓委員は、採決に加わることはできませんので、よろしくお願いします。

議案第 12 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案（一括設定）に対する意見聴取について」、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 5 議案第 13 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案（受け手の変更）に対する意見聴取について」を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案 17 ページをお願い致します。

議案第 13 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による、農用地利用集積等促進計画案（受け手の変更）に対する意見聴取について」農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 2 項の規定による農用地利用集積等促進計画案（受け手の変更）を次のとおり受理したので、同法第 19 条第 3 項の規定により農業委員会の意見を求める。

本日付け提出 会長名でございます。

18 ページをお願いします。

こちらの案件につきましては、既に利用権設定された農地について、受け手を変更する計画案となります。

申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権の設定が 1 筆です。

貸借期間は令和 8 年 5 月 1 日から令和 16 年 12 月 31 日までが 1 筆です。

19 ページ総括表をお願いいたします。

田 1 筆 536 ㎡になります。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第 13 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案（受け手の変更）に対する意見聴取について」、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 6 議案第 14 号「令和 8 年度最適化活動の目標の設定等について」を議題いたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

20 ページをお願いします。

議案第 14 号「令和 8 年度最適化活動の目標の設定等について」

「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づき、令和 8 年度最適化活動の目標の設定等を別紙のとおり定めるので、農業委員会の議決を求める。

本日付け提出、会長名でございます。

それでは、お手元に配付しております『令和 8 年度最適化活動の目標の設定等』と書かれたお手元の資料をお願いします。

農業委員会は、農業委員会等に関する法律第 6 条第 2 項の規定により、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地等の利用の最適化の推進に係る活動を実施することとされております。

また法第 37 条の規定により、最適化活動の透明性を確保するため、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について公表しなければならないとされております。

農林水産省の通知により、令和 4 年度以降は毎年最適化活動の目標を設定し、最適化活動の実施状況及び目標の達成状況について、点検を行い点数化することで評価し、サイト上で公表することとなりました。よって、今回は令和 8 年度分について設定するものです。

それでは、内容を順に説明致します。

始めに、1 ページ目の「Ⅰ 農業委員会の状況」です。

「1 農業委員会の現在の体制」につきましては、現在の委員の定数及び実数を記載しています。

次に、その下「2 農家・農地等の概要」につきましては、農林水産省が公表している「農林業センサス」及び「耕地及び作付面積統計」の数値に基づき各種統計の情報を記載しております。耕地面積の計は、四捨五入により内訳の合計と一致しない場合があります。

2 ページをお願いします。

「Ⅱ 最適化活動の目標」の(1)農地の集積です。

現状として、市内の農地面積 3,150ha に対し令和 7 年度末の集積面積は 1,200.5ha であり、集積率は 38.1%となっております。

集積面積とは、認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者（※1）への農地の集積面積を指します。

（※年間農業所得：主たる従事者 1 人当たり 300 万円、基幹経営体 当たり 600 万円）  
課題として、「畑の担い手が少なく、田と比較して集積が進んでいない」こと、「農地中間管理事業を市行政や J A と連携し、進めていく必要がある」ことを挙げました。

目標としましては、市が定めた「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」により、令和 14 年度の集積率おおむね 40%を採用しました。昨年度は令和 14 年度の集積率 40%を目標としましたが、順調に集積が進んでいるため、前倒しで集積率 40%を達成できるように令和 14 年度の集積率 42%を目標に設定しました。残りの期間で割り戻した結果、来年度の新規集積面積を 9ha、集積率を 38.4%の目標として設定いたしました。

次に(2)遊休農地の解消について でございます。

現状として、遊休農地は市内全体で 67ha あります。

その内、草刈りを行うことで、直ちに耕作が可能となる緑区分の遊休農地は、27ha、雑木が生えて草刈りでは直ちに耕作することができない黄区分の遊休農地は 40ha ありました。

課題として農家の高齢化、また相続によって、非農家や市外在住の農地所有者の増加があります。

また管理されてない植木畑について、徐々に森林化が進み再生利用が難しくなっている点を挙げました。

目標としては、「ア,既存遊休農地」と「イ,新規発生遊休農地」の解消の 2 つに分けて設定を行います。

アの既存の緑区分遊休農地については、令和 3 年度の遊休農地面積に対して、5 年間で解消を目指し目標を立てるよう決められており、全体の 35ha を 5 年間で割ると、1 年で 7ha の解消目標となっております。

次に b の黄区分の遊休農地については、別途工程表を策定し基盤整備事業に併せて解消するように決められており、工程表策定方針は、現地調査を行い、再生困難な非農地との見極めを行い、土地改良区等の関係機関と協議をしながら策定することといたしました。

イの新規発生した緑区分遊休農地は、12ha ありました。

それでは次の 3 ページをご覧ください。

(3)新規参入の促進 でございます。

現状として、令和 5 年度から令和 7 年度までの、新規で認定農業者や認定新規就農者になられた方の実績が記載されております。

課題としては、農業委員及び推進委員、市行政、農協と連携し新規参入者の掘り起しを進める必要がある。また、農業従事者の高齢化、後継者不足による担い手の減少が深刻化していることを挙げました。

次に目標ですが、設定する前に令和 5 年度から令和 7 年度の過去 3 年間の農地法第 3 条許

可や農業経営基盤強化促進法に基づき公告された集積計画による権利移動面積の合計を記載しております。

過去 3 年の権利移動面積の平均の 1 割以上を新規参入者への貸付について農地所有者の同意を得ることを目標として設定することとされており、10.4ha を目標として設定いたしました。

次に 2. 最適化活動の活動目標 (1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標です。

最適化活動を行う委員としましては、現場活動を中心に実施している農地利用最適化推進委員 24 人を対象として、活動日数は 1 人当たり、月 6 日を設定しました。

6 日に設定した根拠は、農林水産省が作成した目標達成の評価方法で加点される最低日数が 6 日以上であるためです。

活動時間にかかわらず、最適化活動を行った場合は、1 日と計上します。年 3 回集中的に行う農地パトロールだけでなく、普段の生活の中で地元の農家の方から自分の田を貸したいなど農地の利用を相談された場合や、自分の畑に農作業に行く途中、付近の農地を見回することも確認の活動に含まれるため、1 日と計上してよいとされております。

(2) 活動強化月間の設定目標は、国が指定した 3 回を目標とし、5 月にある農業塾入塾説明会の実施月を新規参入促進月間とし、11 月に利用意向調査を配布し 12 月に回収を行うため、それぞれを利用意向調査の配布月間と回収月間として設定しました。

(3) 新規参入相談会への参加目標は、1 回 実施することを目標に設定し、先ほどもご説明いたしました、農業塾の担い手育成コースの入塾説明会を開催し、これに委員が参加することを目標としました。

以上が目標の設定となりますが、数値については集計中のものもあり変動する場合がありますのでご了承いただきますようお願いいたします。なお、令和 7 年度に活動した結果については、5 月の総会で点検・評価を行う予定をしております。

#### 【会長】

説明が終わりました。

質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第 14 号「令和 8 年度最適化活動の目標の設定等について」、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 7 議案第 15 号「地域計画策定に係る協議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

**【事務局】**

総会提出議案 21 ページをお願いします。

「議案第 15 号地域計画策定に係る協議について」農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項の規定により、次のとおり地域計画策定案を受理したので、農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

(配布資料の確認)

それでは、地域計画の変更について説明させていただきます。

「地域計画変更について (3 月分)」の資料をご覧ください。

番号 1 番～番号 5 番

地番 地目 面積 地域計画の区域 を朗読。

変更内容については、いずれも「農振除外のため、地域計画の区域からの除外」となります。これらの除外する面積に伴い、現在の地域計画からこれらの面積分を減らしており、その面積を反映させたものが、参考様式第 5-2 号となります。また、農振除外を実施する詳細な情報については、次の議案にて説明いたします。

以上です。

**【会長】**

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第 15 号「地域計画策定に係る協議について」異議のないことを稲沢市長へ報告することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、異議のないことを稲沢市長へ報告することに決しました。

次に日程第 8 議案第 16 号「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定による農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案 22 ページをお願いします。

議案第 16 号「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定による農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について」農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 1 項の規定による農業振興地域整備計画の変更を次のとおり受理したで、同法施行規則第 3 条の 2 の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

農業振興地域整備計画の変更について、3 月案件は、除外 20 件、用途区分変更 1 件です。別途、農振除外位置図を添付しておりますのであわせてご覧ください。  
23 ページをお願いします。

番号 1 番 申請地 地目 面積 を朗読。  
新規事業を立ち上げるため、新たな事務所兼倉庫を建築するための除外です。

番号 2 番 申請地 地目 面積 を朗読。  
子育ての協力が得られる本家付近に分家住宅を建築するための除外です。

番号 3 番 申請地 地目 面積 を朗読。  
生産能力を向上させる必要があるため、既存工場周辺に新たな工場の建築と従業員用の駐車場を整備するための除外です。

番号 4 番 申請地 地目 面積 を朗読。  
駐車場の賃借解消を求められているため、新たな駐車場を整備するための除外です。

番号 5 番 申請地 地目 面積 を朗読。  
子育ての協力が得られる本家付近に分家住宅を建築するための除外です。

番号 6 番 申請地 地目 面積 を朗読。  
自身の営農地周辺で農家住宅を建築するための除外です。

番号 7 番 申請地 地目 面積 を朗読。  
自動車整備工場の建築に伴い、車両置場が不足するため、新たな車両置場を整備するための除外です。

番号 8 番 申請地 地目 面積 を朗読。

子育ての協力が得られる本家付近に分家住宅を建築するための除外です。

番号 9 番 申請地 地目 面積 を朗読。

従業員用駐車場が不足しているため、新たな駐車場を整備するための除外です。

番号 10 番 申請地 地目 面積 を朗読。

子育ての協力が得られる本家付近に分家住宅を建築するための除外です。

番号 11 番 申請地 地目 面積 を朗読。

子育ての協力が得られる本家付近に分家住宅を建築するための除外です。

番号 12 番 申請地 地目 面積 を朗読。

購入した事業地への進入路を確保するため、新たな道路を整備するための除外です。

番号 13 番 申請地 地目 面積 を朗読。

子育ての協力が得られる本家付近に分家住宅を建築するための除外です。

番号 14 番 申請地 地目 面積 を朗読。

路上駐車して迷惑をかけている状況を解消するため、母の家周辺に駐車場を整備するための除外です。

番号 15 番 申請地 地目 面積 を朗読。

駐車場として利用している土地の賃借解消を求められているため、既存事業地周辺に新たな駐車場を整備するための除外です。

番号 16 番 申請地 地目 面積 を朗読。

独立して開業するため、自宅周辺で新たな自動車整備工場及び車両置場を整備するための除外です。

番号 17 番 申請地 地目 面積 を朗読。

資材置場が不足しているため、新たな資材置場を整備するための除外です。

番号 18 番 申請地 地目 面積 を朗読。

お客様からの家族で長時間滞在できる施設にしてほしいという多数の要望に応えるべく、新たにバーベキュー場を整備するための除外です。

番号 19 番 申請地 地目 面積 を朗読。

子育ての協力が得られる本家付近に分家住宅を建築するための除外です。

番号 20 番 申請地 地目 面積 を朗読。

駐車場として利用している土地の賃借解消を求められているため、売上の 6 割を占める取引先事業地周辺に新たな駐車場を整備するための除外です。

番号 21 番 申請地 地目 面積 を朗読。

農機具を保管するための農業用倉庫を建築するための用途区分変更です。

以上です。

**【会長】**

説明が終わりました。質問はございませんか。

**【17 番伊藤 弥寿夫】**

農振除外の相談があつて農業委員会の審議に諮られるまで期間はどのくらいですか。

また、除外の判断は農務課のみで行っているのですか。

**【事務局】**

期間については、案件によって変わりますが、面積の大きいものと、事前相談の段階で、申請地が過大ではないか、農振農用地以外で代替地はないかなど課題を全て取り除いてからの申請になるため、半年以上前から相談を受け、申請を受理し、今回の委員会で審議して頂いているということになります。

除外の判断については、市以外に土地改良区の承認や、農業委員会、愛知県の判断などがございます。

**【会長】**

ほかに質疑はございませんか。

質疑も尽きたようですので、これより採決いたします。なお、議事参与の制限により、櫻井 吉美委員、後藤 恵美委員は、採決に加わることはできませんので、よろしくお願いします。

議案第 16 号「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定による農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について」、異議ないことを稲沢市長へ報告することに、賛成の方は挙手願います。

(多数挙手)

賛成多数と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 9 報告第 8 号「現況証明願の報告について」から日程第 11 報告第 10 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について」までを一括して事務局の説明を求めます。

**【事務局】**

それでは 29 ページをお願いします。

「報告第 8 号 現況証明願の報告について」現況証明願が、次のとおり証明されましたので報告する。本日付け提出、会長名です。

30 ページをお願いします。

番号 1 番 申請地 地目 面積 を朗読。

昭和 40 年より住宅敷地として利用しておりました。

31 ページをお願いします。

「報告第 9 号 農地法第 5 条の規定による届出の報告について」

農地法第 5 条の規定による届出について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 5 の (6) のアの規定により、受理したことを報告する。本日付け提出、会長名です。

32 ページをお願いします。

先に所有権移転の案件からご説明いたします。

番号 1 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、住宅建築による転用です。

番号 2 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、住宅建築による転用です。

番号 3 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、住宅建築による転用です。

番号 4 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、住宅建築による転用です。

33 ページをお願いします。

ここからは権利設定の案件をご説明します。

番号 5 番 申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権による権利設定で、住宅建築による転用です。

34 ページ総括表をご覧ください。

申請件数は 5 件 畑 6 筆 648 m<sup>2</sup> 合計 6 筆 648 m<sup>2</sup>です。

35 ページをお願いいたします。

報告第 10 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について」農地法第 18 条第 6 項の規定による通知があったので報告する。本日付け提出、会長名です。

報告に際しまして、5 番から 9 番、10 番から 30 番、35 番から 37 番がそれぞれ、受人と申請事由が同一のため、まとめて報告いたします。

36 ページをお願いします。

番号 1 番 申請地 地目 面積 を朗読。

農地転用のため、賃借権を解除します。

番号 2 番 申請地 地目 面積 を朗読。

農地転用のため、賃借権を解除します。

番号 3 番 申請地 地目 面積 を朗読。

自作のため、賃借権を解除します。

番号 4 番 申請地 地目 面積 を朗読。

自作のため、賃借権を解除します。

番号 5 番～9 番 申請地 地目 面積 を朗読。

農地転用のため、賃借権を解除します。

番号 10 番～30 番 申請地 地目 面積 を朗読。

農地転用のため賃借権を解除します。

39 ページお願いします

番号 31 番 申請地 地目 面積 を朗読。

農地売却のため、賃借権を解除します。

番号32番 申請地 地目 面積 を朗読。  
農地売却のため、賃借権を解除します。

番号33番 申請地 地目 面積 を朗読。  
自作のため、賃借権を解除します。

番号34番 申請地 地目 面積 を朗読。  
賃借料変更のため、賃借権を解除します。

番号35番～37番 申請地 地目 面積 を朗読。  
農地転用のため、賃借権を解除します。

41ページの総括表をお願いします。  
申請件数 37件 田 51筆 27,947㎡ 畑 6筆 2,533㎡ 合計 57筆 30,480㎡です。  
以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。  
質疑もないようですので、これで報告を終わります。  
以上で本日の日程は、終了いたしました。  
長時間、御審議いただきありがとうございます。  
その他委員の皆様から何かございますか。  
これをもちまして、令和8年第3回稲沢市農業委員会総会を閉会いたします。

午後3時0分閉会

令和 年 月 日

会長

大崎 和生

5番委員

丹下 和行

6番委員

永井 八千代